泉佐野市果樹経営支援対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市補助金等交付規則(平成17年2月16日泉佐野市規則第2号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、本市における果樹経営の規模を拡大することを目的として、農業生産者等(以下、「事業実施主体」という。)が事業に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の事業実施主体、補助対象 要件、補助対象経費、補助金額等は別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び請求)

- 第4条 事業実施主体は、泉佐野市果樹経営支援対策補助金(以下「補助金」という。) の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長 に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付申請の受付は、補助金の申請を行う年度の4月1日(当該日が日曜日、 土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を いう。)(以下これらを「休日等」という。)に当たる場合にあっては、当該日の直後の 休日日等でない日)からその年の8月末日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、 当該日の直前の休日等でない日)までの期間に行うものとする。
- 3 前項の受付は、先着順とし、前項の期間内であっても、予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。
- 4 同日に複数の交付申請書が提出された場合で、事業実施主体のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、複数の交付申請書が提出された日の17時より事業実施主体立ち合いのもと公開で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。なお、事業実施主体は、委任状の提出をもって、代理人を抽選に参加させることができるものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、 交付決定通知書(様式2号)にて事業実施主体に通知するものとする。

2市長は、事業実施主体が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

- 第6条 事業実施主体は、補助事業により新植等をした果樹が存する樹園地については、市長が別に定める場合を除き、当該補助事業の完了の日から起算して5年間は、事業実施主体自ら経営しなければならない。
- 2 前項に定める市長が別に定める場合において、当該補助事業により新植した果樹が存する樹園地を補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を得なければならない。
- 3 事業実施主体は定植が完了した時点で定植完了届(様式第9号)を提出しなければならない。また設備新設が完了した時点で設備新設完了届(様式第10号)を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の定植完了届及び設備新設完了届を受理した時はこれを審査の上、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、定植(設備新設)完了確認書(様式11号)を当該事業実施主体に通知するものとする。
- 5 事業実施主体は当該補助事業の完了の日から起算して 5 年間事業実施していること を証明するために営農状況報告書(様式第 12 号)を当該補助事業の完了の日から起算 して 5 年間は毎年度末に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第7条 事業実施主体は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を変更、中止または廃止しようとするとき。
- (2) 事業実施個所、定植完了予定年月日、又は事業完了予定年月日を変更しようとするとき。
- (3) 補助金の交付決定額の増額または30%を超える減額が生じたとき。
- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査の上必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、変更承認通知書(様式第4号)を当該事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の概算払)

- 第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業後、速やかに実績報告書(様式第6号)を補助金の申請した年の年度末までに市長に提出しなければならない。

(確定)

第 10 条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、適当であると認めたときは、補助金等の額を確定し、確定通知書 (様式第 7 号)にて事業実施主体に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 事業実施主体は、補助金等の額の確定について、第10条の規定による通知を 受けたときは、市長が定める期限までに交付請求書(様式8号)により補助金等の交付 を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金等を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業実施主体がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 事業実施主体が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業実施主体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 事業実施主体が別表2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (5) 第8条の規定により概算払いを受けた事業実施主体が、実績報告を行った際に、 実績額が概算払額を下回ったとき。

附則

- この要綱は令和4年6月17日から施行する。
- この要綱は令和7年4月1日から施行する。